

入間市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の要旨（議案第69号）

1 要旨

地方公共団体の職員の採用は、地方公務員法第17条による任期を定めない採用を基本としているが、行政ニーズの多様化・専門化が進む中で高度の専門性を備えた民間人材を活用するため、また、一定の期間内に業務が終了する、あるいは業務量の増加が見込まれる業務に対し、能率的な公務運営体制を築くため、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」（以下、任期付職員法）では、任期を定めた職員（任期付職員及び任期付短時間勤務職員）を、条例の定めるところにより採用できることとされている。

入間市においても任期付職員の採用が可能となるよう、条例を制定または改正するもの。

2 内容

(1) 入間市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

任期付職員の採用にあたり、採用の事由、任期の特例及び更新、給与等について条例で定めるもの。

◆趣旨（第1条）

○任期付職員法に基づき任期付職員の採用等に関し必要な事項を定めるもの。

◆専門知識を有する職員の任期を定めた採用（第2条）

○高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を、その知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合に、任期付職員を採用することができる。

○次のいずれかに該当し、専門的な知識経験を有する者を、期間を限って当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが、公務の能率的運営を確保するために必要である場合に、任期付職員を採用することができる。

(1) 専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要する場合

(2) 専門的な知識経験が急速に進歩する技術であること等の理由により、専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることができる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(4) 公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とする業務に対し、専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

◆一時的な業務量の増加等に対応するための職員の任期を定めた採用（第3条）

○職員を次のいずれかの業務に、期間を限って従事させることが、公務の能率的運営を確保するために必要である場合に、任期付職員を採用することができる。

(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

○任期付職員以外の職員（正職員）を(1)・(2)の業務に従事させる場合において、任期

付職員をそれ以外の業務に期間を限って従事させることが、公務の能率的運営を確保するために必要である場合に、任期付職員を採用することができる。

◆短時間勤務職員の任期を定めた採用（第4条）

○第3条第1項に掲げる業務のいずれかに従事させることが、公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務の任期付職員を採用することができる。

○市民に直接提供されるサービスの提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実する必要がある場合において、短時間勤務職員に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務の任期付職員を採用することができる。

○職員が入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例に規定する介護休暇 または 地方公務員の育児休業等に関する法律における部分休業の承認を受けて勤務しない時間について、当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務の任期付職員を採用することができる。

◆任期の特例（第5条）

○任期付職員法第6条第2項に規定する、「3年を超えて任期を定める必要がある場合」は、条例第3条第1項第1号に掲げる業務の終了時期が当初の見込みを超えて延期された場合、その他やむを得ない事情により任期の延長が必要な場合で、任期付職員の採用の趣旨に反しない場合とする。

◆任期の更新（第6条）

○任期付職員の任期を更新する場合には、職員の同意を得なければならない。

◆給与に関する特例（第7条）

○第2条第1項の規定により採用された任期付職員（以下、特定任期付職員）の給料表及び基準を下表のとおり定める。

号給	給料月額	基準
1	376,000円	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合
2	422,000円	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合
3	472,000円	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合
4	533,000円	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合
5	608,000円	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合
6	710,000円	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合

○任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則の定めるところにより、特定任期付職員業績手当を支給することができる。

○給料月額の決定及び特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

◆任期付短時間勤務職員の給料月額（第8条）

○第4条の規定により採用する短時間勤務の任期付職員の給料月額は、その者に適用さ

れる給料表の給料月額に、当該職員の1週間の勤務時間を入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（以下、勤務時間条例）第2条第1項に規定する勤務時間（正職員の1週間の勤務時間）で除して得た数に乗じた額とする。

◆給与条例の適用除外等（第9条）

○特定任期付職員には、入間市一般職の職員の給与に関する条例（以下、給与条例）の給料表、初任給・昇格・昇給等の基準は適用せず、扶養手当、住居手当、管理職手当、勤勉手当は支給しない。また、入間市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例にも同様の規定を設ける。

○特定任期付職員に特定任期付職員業績手当を支給するため、また、時間外勤務手当等を適用除外にするために必要な給与条例の読み替え既定を設ける。特定任期付職員の期末手当は、給与条例第16条第2項に規定する期末手当基礎額に、100分の165を乗じて得た額に在職期間に応じた期間率を乗じた額とする。

○任期付短時間勤務職員には、扶養手当及び住居手当を支給しない。また、入間市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例にも同様の規定を設ける。

◆委任（第10条）

○この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(2) 入間市一般職の職員の給与に関する条例

○任期付短時間勤務職員への通勤手当の支給にあたり、通勤回数を考慮した額を支給するものとする。

○任期付短時間勤務職員の時間外勤務手当について、勤務日における勤務時間が、勤務時間条例第3条第2項に規定する勤務時間（正職員の1日の勤務時間）に達するまでの間は100分の100を支給するものとする。

(3) 入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例

○任期付短時間勤務職員の勤務時間は、1週間当たり31時間までの範囲内で任命権者が定めるものとする。

○任期付短時間勤務職員の週休日は、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができるものとする。

○任期付短時間勤務職員の1日の勤務時間は、1週間当たり31時間までの範囲内で任命権者が定めるものとする。

○職務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要性のある任期付短時間勤務職員の週休日の特例を、定年前再任用短時間勤務職員に準じて定める。

○任期付短時間勤務職員の年次有給休暇は、20日を超えない範囲内で規則で定める日数とする。

○その他、任期付短時間勤務職員制度を導入するにあたり必要な文言整理を行う。

3 施行日 公布の日